**マイクロソフト ソフトウェア ライセンス条項**

**MICROSOFT VISUAL STUDIO COMMUNITY 2017 FOR MAC、VISUAL STUDIO PROFESSIONAL 2017 FOR MAC、および VISUAL STUDIO ENTERPRISE 2017 FOR MAC**

マイクロソフト ソフトウェア ライセンス条項 (以下「本ライセンス条項」といいます) は、お客様と Microsoft Corporation (またはお客様の所在地に応じた関連会社。以下「マイクロソフト」といいます) との契約を構成します。本ライセンス条項は、上記のソフトウェア (以下「本ソフトウェア」といいます) に適用されます。本ライセンス条項は、別途のライセンス条項が付属している場合を除き、本ソフトウェアに関連するマイクロソフトのサービスまたは更新プログラムにも適用されます。

**本ソフトウェアを使用することにより、お客様は本ライセンス条項に同意されたものとします。本ライセンス条項に同意されない場合、本ソフトウェアを使用することはできません。この場合、未使用の本ソフトウェアを購入店へご返品されることにより、お支払いいただいた金額の払い戻しを受けられる場合があります。**購入店から払い戻しを受けられない場合は、マイクロソフトまたは最寄りのマイクロソフト関連会社までご連絡ください。連絡先については、[www.microsoft.com/worldwide](http://www.microsoft.com/worldwide) をご参照ください。米国およびカナダでは、(800) MICROSOFT までご連絡いただくか、または [www.microsoft.com/info/nareturns.htm](http://www.microsoft.com/info/nareturns.htm) をご参照ください。

* 第 I 節には、お客様による Visual Studio Community 2017 for Mac の使用に関する権利を規定しています。
* 第 II 節には、お客様が本ソフトウェアの Visual Studio Professional 2017 for Mac または Visual Studio Enterprise 2017 for Mac エディションのサブスクリプションを取得している場合の、使用に関する権利、保証、およびサポート特典の拡張について規定しています。
* 第 III 節には、本ソフトウェアのすべてのエディションに適用される一般条項を規定しています。

**第 I 節: VISUAL STUDIO COMMUNITY 2017 FOR MAC。**本節は、本ソフトウェアの Community エディションに対するお客様の権利を規定します。

1. **VISUAL STUDIO COMMUNITY 2017 FOR MAC の使用に関する権利。** 
   1. **個人ライセンス**お客様は、販売またはその他の目的でお客様独自のアプリケーションを開発している個人である場合、本ソフトウェアを使用して、当該アプリケーションを開発およびテストすることができます。
   2. **組織ライセンス。**お客様が組織である場合、お客様のユーザーは以下の条件で本ソフトウェアを使用することができます。
   * お客様のユーザーは、人数に制限なく、本ソフトウェアを使用して、Open Source Initiative (OSI) 認定オープンソース ソフトウェア ライセンスに基づいてリリースされるお客様のアプリケーションを開発およびテストすることができます。
   * お客様のユーザーは、人数に制限なく、本ソフトウェアを使用して、Visual Studio の拡張機能を開発およびテストすることができます。
   * お客様のユーザーは、人数に制限なく、本ソフトウェアを使用して、オンラインまたは対面の教室によるトレーニングおよび教育の一環として、または学術研究を実施するために、お客様のアプリケーションを開発およびテストすることができます。
   * お客様が上記のいずれにも該当せず、エンタープライズ (以下に定義します) でもない場合、同時に最大 5 人の個人ユーザーが本ソフトウェアを使用して、お客様のアプリケーションを開発およびテストすることができます。
   * お客様がエンタープライズである場合、お客様の従業員および契約社員は本ソフトウェアを使用して、お客様のアプリケーションを開発またはテストすることはできません。ただし、上記で許可されているオープンソース、Visual Studio の拡張機能、および教育目的の場合を除きます。「エンタープライズ」とは、合計で (i) 250 台を超える PC がある、もしくは 250 人を超えるユーザーがいる、または (ii) 年間収益が 100 万米ドル (または他の通貨での相当額) を超える、組織およびその関連会社のことです。「関連会社」とは、組織を (過半数所有により) 支配している法人、組織が支配している法人、または組織と共通の支配下にある法人を意味します。
   1. **デモでの使用**上記で許可される使用には、お客様のアプリケーションのデモンストレーションにおいて本ソフトウェアを使用することが含まれます。
2. **サポート サービス**Visual Studio Community 2017 for Mac は現状有姿のまま瑕疵を問わない条件で提供されます。そのため、マイクロソフトはサポート サービスを提供しない場合があります。
3. **保証の免責Visual Studio Community 2017 for Mac は現状有姿のまま瑕疵を問わない条件で提供されます。本ソフトウェアを使用することで生じるリスクは、お客様が負うものとします。マイクロソフトは、明示的な瑕疵担保責任または保証責任を一切負いません。お客様の地域の国内法等によって認められる限り、マイクロソフトは、商品性、特定目的に対する適合性、および侵害の不存在に関する瑕疵担保責任または黙示の保証責任を負いません。**

**第 II 節: VISUAL STUDIO PROFESSIONAL 2017 FOR MAC および VISUAL STUDIO ENTERPRISE 2017 FOR MAC。**本節には、お客様が本ソフトウェアの Professional または Enterprise エディションのサブスクリプション (以下「Visual Studio サブスクリプション」といいます) を取得している場合の、お客様の使用に関する権利、保証、およびサポート特典について規定します。お客様の Visual Studio サブスクリプション クーポン コードまたはアクセス資格情報は共有できません。

1. **VISUAL STUDIO PROFESSIONAL 2017 FOR MAC および VISUAL STUDIO ENTERPRISE 2017 FOR MAC の使用に関する権利。**
   1. **一般事項**本ソフトウェアのライセンスはユーザー単位で許諾されます。1 人のユーザーが、アプリケーションの開発およびテストを行うために、お客様のデバイスで本ソフトウェアの複製を使用することができます。これには、お客様による使用専用の社内サーバーで本ソフトウェアの複製を使用することが含まれます。ただし、お客様は、本ソフトウェアのコンポーネントを分離して、それらを運用環境で、または (本契約に別途規定されている場合を除き) 第三者のデバイスで実行したり、お客様のアプリケーションの開発およびテスト以外の目的で実行することはできません。
   2. **デモでの使用**上記で許可される使用には、お客様のアプリケーションのデモンストレーションにおいて本ソフトウェアを使用することが含まれます。
2. **ドキュメンテーション**お客様のコンピューターまたは内部ネットワークへの有効なアクセス権を有する者は、お客様の内部使用目的に限り、ドキュメンテーションを複製して使用することができます。
3. **再販禁止ソフトウェア**お客様は、「NFR」または「再販禁止 (Not for Resale)」の表示のあるソフトウェアを販売することはできませ。』
4. **ライセンスの証明**お客様のライセンス証明書は、お客様の Visual Studio サブスクリプションを通じて受け取った Microsoft クーポン コード、および領収書またはお客様の Microsoft アカウントを通じて本ソフトウェアのサービスにアクセスできることになります。
5. **第三者への譲渡**お客様は、Visual Studio サブスクリプションを取得している場合、本ソフトウェアおよび該当するライセンス条項を別の当事者に直接譲渡することができます。譲渡に先立ち、本ソフトウェアの譲受人は、本契約が本ソフトウェアの譲渡および使用に適用されることに同意しなければなりません。譲渡には、本ソフトウェアおよびクーポン コードが含まれなければなりません。お客様は、デバイスと分離して譲渡した後で、本ソフトウェアのすべての複製をデバイスからアンインストールしなければなりません。お客様は、譲渡するクーポン コードの複製を保持することはできず、本ソフトウェアの複製を保持することが別途許諾されている場合に限り当該複製を保持することができます。**お客様が本ソフトウェアを使用する非永続的ライセンスを取得している場合、または本ソフトウェアに「Not for Resale」の表示がある場合、お客様は本ソフトウェアまたは本ライセンス条項を第三者に譲渡することはできません。**
6. **サポート サービス**マイクロソフトは、本ソフトウェアに対し <https://support.microsoft.com> に記載されているサポートを提供します。
7. **限定的保証**お客様が説明書に従うことを条件とし、本ソフトウェアは本ソフトウェアに含まれた、または同梱されたマイクロソフト資料に従って実質的に動作します。

「品質保証規定」に関する記述は、マイクロソフトにより提供される明示の保証に関する記述を意味します。本保証規定は、地域の消費者法に基づく法定保証に従ったお客様の権利および救済を含め、法律に基づきお客様に付与されている場合があるその他の権利および救済に加えて提供されます。

1. **保証期間、保証の対象、黙示の保証の期間。本品質保証規定は、最初のユーザーが本ソフトウェアを取得後 1 年間有効です。1 年の有効期間内に追加ソフトウェア、更新プログラム、または交換ソフトウェアを入手された場合、それらは有効期間の残存期間中、または入手後 30 日間のいずれか遅く到来する日まで保証されます。**最初のユーザーが本ソフトウェアを譲渡した場合、残りの有効期間は本ソフトウェアの譲受者に適用されます。

**法律上許容される限りにおいて、適用される法令によりお客様に与えられる黙示の保証または条件は、本品質保証規定の有効期間に限定されるものとします。**一部の地域では黙示的な保証の期間の制限が認められていないため、上記の制限事項が適用されない場合があります。また、一部の国では黙示的な保証または条件の有効期間の設定が認められていないため、上記の制限事項が適用されない場合があります。

1. **免責**本品質規定では、お客様の行為 (または不作為)、第三者の行為、またはマイクロソフトの合理的な支配の及ばない事柄に起因して発生した問題は対象としていません。
2. **保証違反に対する救済。マイクロソフトは、無償で本ソフトウェアを修理または交換します。本ソフトウェアの修理または交換が不可能な場合、お客様の領収書に記載された本ソフトウェアの代金を返金します。マイクロソフトは、無償で追加ソフトウェア、更新プログラム、および交換ソフトウェアを修理または交換します。これらの修理または交換が不可能な場合、お客様が追加ソフトウェア、更新プログラム、および交換ソフトウェアに対してお支払いになられた代金を返金します。返金を受けるには、本ソフトウェアをアンインストールし、そのメディアおよび関連資料を領収書と共にマイクロソフトに返品する必要があります。以上が、保証違反に対するお客様の唯一の救済手段となります。**
3. **変更できない消費者権利本品質保証規定では変更することができない、お客様の地域の法令による追加の消費者の権利が存在する場合があります。**
4. **保証に関するお問い合わせ**領収書などのご購入の証明が必要になります。
   1. **米国およびカナダ**。米国またはカナダで入手された本ソフトウェアに関する保証サービスまたは返金に関して不明な点がございましたら、下記のいずれかの連絡先までご連絡ください。
   * (800) MICROSOFT;
   * Microsoft Customer Service and Support, One Microsoft Way, Redmond, WA 98052-6399
   * Web サイト[aka.ms/nareturns](http://aka.ms/nareturns)または電子メール : [xamacctg@microsoft.com](mailto:xamacctg@microsoft.com)。
   1. **ヨーロッパ、中東、およびアフリカ**本ソフトウェアをヨーロッパ、中東、またはアフリカで入手された場合、Microsoft Ireland Operations Limited がこの品質保証規定を履行します。保証サービスの履行をお求めの場合、下記のいずれかの連絡先までご連絡ください。
   * Microsoft Ireland Operations Limited, Customer Care Centre, Atrium Building Block B, Carmanhall Road, Sandyford Industrial Estate, Dublin 18, Ireland
   * お客様の地域のマイクロソフト関連会社 ([aka.ms/msoffices)](http://aka.ms/msoffices)。
   1. **オーストラリア**オーストラリアで入手された本ソフトウェアに関する保証サービスおよび保証 (該当する場合) に関連する費用の請求については、下記のいずれかの連絡先までご連絡ください。
   * 13 20 58 または
   * Microsoft Pty Ltd, 1 Epping Road, North Ryde NSW 2113, Australia
   1. **米国、カナダ、ヨーロッパ、中東、アフリカ、およびオーストラリア以外の地域**最寄りのマイクロソフトの関連会社までご連絡ください。連絡先については、([aka.ms/msoffices](http://aka.ms/msoffices)) をご参照ください。
5. **その他の保証の排除本ソフトウェアの品質保証規定は、お客様がマイクロソフトから直接受けられる唯一の直接的保証となります。マイクロソフトは、その他の明示的な保証は一切行いません。お客様の地域の法令により許容される最大限において、商品性、特定目的に対する適合性、侵害の不存在に関する瑕疵担保責任または黙示の保証責任を一切負いません。**地域の法令により黙示の保証が認められている場合、本条にかかわらず、お客様に与えられる救済手段は、法律上許容される限りにおいて、上記「保証違反に対する救済」の条項で規定された救済手段に限定されるものとします。

**オーストラリアのみ**「品質保証規定」に関する記述は、マイクロソフトにより提供される保証に関する記述を意味します。本保証は、オーストラリアの消費者法に基づく法律上の保証に従うお客様の権利および救済を含む、お客様が法令に基づいて保有する他の権利および救済に加えて提供されます。マイクロソフトの製品には、オーストラリアの消費者法に基づき除外することのできない保証が付されています。お客様は、重要な不具合について交換または返金を受け、その他の合理的に予見可能な損失または損害については補償を受ける権利を有します。さらに、製品が許容品質に達しておらず、かつその不具合が重要な不具合に至っていない場合についても、製品の修理または交換を受ける権利を有します。修理のために提出された製品は、交換されるのではなく、再生された製品と交換される場合があります。再生された部品が製品の修理に使用される場合があります。

1. **保証規定違反に関する責任の制限および除外。下記の第 III 節の「責任の制限および除外」の規定は、本品質保証規定の違反にも適用されるものとします。**

**本品質保証規定は、お客様の法的な権利を定めたものです。また、地域や国によって異なる追加の権利が存在する場合があります。**

**第 III 節: 一般条項。**本節の条項は、上記の本ソフトウェアのすべてのエディションに適用されます。

1. **第三者のコンポーネント。**本ソフトウェアには、別途の法的通知を含みまたは別の契約が適用される第三者のコンポーネントが含まれている場合があり、これらについては本ソフトウェアに付属する ThirdPartyNotices ファイルに規定されています。
2. **パッケージ マネージャー**本ソフトウェアには、NuGet などのパッケージ マネージャーが含まれている場合があります。パッケージ マネージャーを使用すると、お客様のアプリケーションと共に使用することを目的として、マイクロソフトおよび第三者の他のソフトウェア パッケージをダウンロードすることができます。これらのパッケージには、本契約ではなく独自のライセンスが適用されます。マイクロソフトは第三者のパッケージについて、頒布、使用許諾、または保証の提供を一切行いません。
3. **再頒布可能コード**本ソフトウェアには、本条の規定に従い、お客様が開発するアプリケーションに含めて頒布することができるコードが含まれています(本条の「頒布」という用語は、第三者がインターネット経由でアクセスするためのお客様のアプリケーションの展開も意味します。)
   1. **使用および再頒布の権利**以下に記載するコードおよびテキスト ファイルを**「再頒布可能コード」**と定義します。

* REDIST.TXT ファイルお客様は、<https://go.microsoft.com/fwlink/?linkid=823097>にある REDIST 一覧に示されたコードのオブジェクト コード形式を複製および頒布することができます。
* サンプル コードおよびテンプレート。お客様は、「sample」または「template」の表示がある任意のコードをソース コード形式およびオブジェクト コード形式で複製、改変、および頒布することができます。
* イメージ ライブラリ。お客様は、ソフトウェア付属の文書の記載に従い、イメージ ライブラリ内のイメージ、グラフィックス、およびアニメーションを複製および頒布することができます。
* 第三者による再頒布。お客様は、お客様のアプリケーションの頒布者に対して、そのアプリケーションの一部として再頒布可能コードの複製および頒布を許可することができます。
  1. **頒布の条件**お客様は、お客様が頒布するあらゆる再頒布可能コードについて以下の条件に従わなければなりません。
* お客様のアプリケーションにおいて再頒布可能コードに重要かつ主要な機能を追加すること。
* 頒布者および外部のエンド ユーザーに、本契約と同等以上に再頒布可能コードを保護する条項に同意するよう要求すること。
* 請求が再頒布可能コードのみに基づく場合を除き、お客様のアプリケーションの頒布または使用に関する請求 (弁護士費用を含みます) について、マイクロソフトを免責、防御および補償すること。
  1. **再頒布の制限**お客様は、以下を行うことはできません。
* マイクロソフトの商標をお客様のアプリケーションの名称の一部に使用したり、お客様のアプリケーションがマイクロソフトから由来しているまたはマイクロソフトが推奨していることを示唆するような方法で使用すること。
* 再頒布可能コードの一部に除外ライセンスが適用されることになるような方法で再頒布可能コードのソース コードを改変または再頒布すること。「除外ライセンス」とは、使用、改変、または再頒布の条件として、(i) コードがソース コード形式で公開または頒布されていること、または (ii) 第三者がコードを改変できることを満たすライセンスを指します。

1. **データ** 
   1. **データ収集**本ソフトウェアは、お客様およびお客様による本ソフトウェアの使用に関する情報を収集し、その情報をマイクロソフトおよびその関連会社に送信することがあります。マイクロソフトおよびその関連会社は、サービスを提供したり、マイクロソフトの製品およびサービスを改善したりするためにこの情報を使用することができます。お客様は、製品付属の文書に説明されているとおり、これらの情報収集の多くを停止することができますが、すべてを停止することはできません。また、本ソフトウェアにある特定の機能を使用すると、お客様およびマイクロソフトがお客様のアプリケーションのユーザーからデータを収集できる場合があります。お客様は、これらの機能を使用する場合、お客様のアプリケーションのユーザーにマイクロソフトのプライバシーに関する声明と共に適切な通知を提供するなど、適用される法令を遵守しなければなりません。マイクロソフトのプライバシーに関する声明は、http://go.microsoft.com/fwlink/?LinkID=528096&clcid=0x409 をご参照ください。データの収集および使用の詳細については、ヘルプ ドキュメントおよびマイクロソフトのプライバシーに関する声明を参照してください。本ソフトウェアを使用した場合、お客様はこれらの規定に同意したものとみなされます。
   2. **個人データの処理**マイクロソフトが、本ソフトウェアに関して個人データの処理者または下請処理者である場合、マイクロソフトは、2018 年 5 月 25 日より有効となったオンライン サービス条件 (http://go.microsoft.com/?linkid=9840733)の EU 一般データ保護規則条件の遵守をすべてのお客様に約束します。
2. **ライセンスの適用範囲**本ソフトウェアは使用許諾されるものであり、販売されるものではありません。本ライセンス条項は、お客様に本ソフトウェアを使用する限定的な権利を許諾します。その他の権利はすべてマイクロソフトが留保します。適用される法令によって本ライセンス条項の制限を超える権利が許諾される場合を除き、お客様は本ライセンス条項で明示的に許可された方法でのみ本ソフトウェアを使用することができます。お客様は、ソフトウェアに組み込まれた使用方法を制限する技術的制限に従うものとします。お客様は、以下を行うことはできません。

* 本ソフトウェアの技術的な制限を回避すること。
* 本ソフトウェアのリバース エンジニアリング、逆コンパイルまたはその他の方法で本ソフトウェアのソース コードを取り出そうと試みること。ただし、本ソフトウェアに含まれている可能性のある一定のオープンソース コンポーネントの使用に適用される第三者のライセンス条項で必要とされる場合を除きます。
* ソフトウェアの Microsoft またはサウライヤの通知を削除、最小化、ブロックまたは修正すること。
* 法律に違反する方法で本ソフトウェアを使用すること。
* 本ソフトウェアを提供、公開、レンタルもしくはリースすること、または第三者による使用のために本ソフトウェアをスタンドアロン製品として提供すること。

1. **輸出規制**お客様は、本ソフトウェアに適用されるすべての国内法および国際法 (輸出対象国、エンド ユーザーおよびエンド ユーザーによる使用に関する制限を含みます) を遵守しなければなりません。輸出規制の詳細については [www.microsoft.com/exporting](http://www.microsoft.com/exporting) をご参照ください。
2. **完全合意**本ライセンス条項 (上記の品質保証規定を含みます)、ならびに追加ソフトウェア、更新プログラム、インターネット ベースのサービス、およびサポート サービスに関する条件は、本ソフトウェアおよびサポート サービスについてのお客様とマイクロソフトとの間の完全なる合意です。
3. **準拠法**お客様が本ソフトウェアを米国内で入手された場合、本ライセンス条項の解釈および契約違反への主張は、米国ワシントン州法に準拠するものとします。他の主張については、お客様が所在する地域の法律に準拠します。お客様が本ソフトウェアを他の国で入手した場合は、当該地域の法律を準拠法とします。
4. **消費者の権利、地域による違い**本契約は、特定の法的な権利を規定したものです。お客様は、地域や国によっては、消費者権利を含め、その他の権利を有する場合があります。Microsoft とお客様との関係とは別に、お客様が本ソフトウェアを取得した当事者に関する権利を有する場合もあります。本契約は、お客様の地域または国の法令が権利の変更を許容しない場合、それらのその他の権利を変更しないものとします。たとえば、お客様が本ソフトウェアを以下のいずれかの地域で取得した場合、または強行的な国の法令が適用される場合には、以下の規定がお客様に適用されます。
   1. **オーストラリア**「品質保証規定」に関する記述は、マイクロソフト、または製造業者もしくはインストール業者により提供される明示の保証に関する記述を意味します。本保証規定は、オーストラリア消費者法に基づく法定保証に従ったお客様の権利および救済を含め、法律に基づきお客様に付与されている場合があるその他の権利および救済に加えて提供されます。

本項では、「商品」とは、マイクロソフト、または製造業者もしくはインストール業者が明示の保証を提供する本ソフトウェアを意味します。マイクロソフトの製品には、オーストラリアの消費者法に基づき除外することのできない保証が付されています。お客様は、重要な不具合について交換または返金を受け、その他の合理的に予見可能な損失または損害については補償を受ける権利を有します。また、お客様は、かかる商品が合格品質に至っておらず当該欠陥が重大な欠陥とは見なされない場合に、かかる商品の修理または交換を受ける権利を有します。

* 1. **カナダ**本ソフトウェアをカナダで取得した場合、自働更新機能をオフにし、お使いの機器をインターネットから外すと、更新受信を停止することができます（ただし、インターネットに再接続した場合、および再接続したとき、本ソフトウェアは更新プログラムのチェックとインストールを再開します）。製品付属の文書がある場合は、当該文書にお客様の特定のデバイスまたはソフトウェアの更新をオフにする方法が記載されていることもあります。
  2. **ドイツおよびオーストリア**

1. **保証**正規にライセンスを取得したソフトウェアは、本ソフトウェアに付属するマイクロソフトの資料の記載に実質的に従って動作します。ただし、マイクロソフトは、ライセンスを取得したソフトウェアに関して契約上の保証は一切いたしません。
2. **責任の制限**マイクロソフトは、故意による行動、重過失があった場合、および製造物責任法に基づく請求が申し立てられた場合、ならびに人の死亡もしくは傷害、または物理的傷害が発生した場合、制定法に従って責任を負います。

前掲条項 ii. にしたがって、Microsoft は、Microsoft が当該の契約上の重大義務違反をした場合で、かつ同義務が本契約の正当な履行の土台となるため、同違反が本契約の目的および一方の当事者が通常信頼を置く同義務への準拠の履行が危うくなる場合（いわゆる「基本的義務」）について、軽過失についてのみ責任を負うものとします。その他の軽過失については、マイクロソフトは責任を負いません。

1. **責任の制限および除外：マイクロソフトおよびそのサプライヤーの責任は、お客様が本ソフトウェアに対して実際に支払った金額または 5.00 米ドルのいずれか高い額を上限とする直接損害に限定されます。マイクロソフトは、派生的損害、逸失利益、特別損害、間接損害、または付随的損害を含め、その他の損害について一切責任を負いません。**

# この制限は、(a) 本ソフトウェア、サービス、第三者のインターネットのサイト上のコンテンツ (コードを含みます) または第三者のアプリケーションに関連した事項、および (b) 契約違反、保証違反、厳格責任、過失、または不法行為等の請求 (適用される法令により認められている範囲において) に適用されます。

# この制限は、マイクロソフトがこのような損害の可能性を認識していたか、または認識しえた場合にも適用されます。また、一部の地域や国では付随的損害および派生的損害の免責、または責任の制限が認められないため、上記の制限事項が適用されない場合があります。

# EULA ID: Visual Studio for Mac \_\_ 2018 年 3 月 23 日